

諮詢（不）第46号
答申（不）第46号

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年4月24日付けて審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報開示決定（部分開示）（以下「本件部分開示決定」という。）において、別表1及び2に掲げる部分を不開示としたことは妥当でなく、別表1に掲げる部分は開示し、別表2に掲げる部分については改めて開示、不開示の判断をすべきである。その余について不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

I 開示請求の内容

請求人は、令和6年3月19日付けて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「特定年月日の措置入院」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対して、精神障害者調査書（以下「調査書」という。）及び措置入院に関する診断書2通（以下「診断書」といい、これらの保有個人情報を「本件対象保有個人情報」と総称する。）を特定し、法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして、法第82条第1項の規定に基づき、令和6年4月24日付けて本件部分開示決定を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和6年6月14日（令和7年1月12日最終補正）付けて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件部分開示決定を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張の要旨

I 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、概ね次のとおりである。

- (1) 情報全ての開示を求める。
- (2) 警察から通報があり保護された。処分庁から本件審査請求日付けの請求人に対する措置入院に関する処分を受けた。

処分庁は、その理由を、自傷他害の恐れがあり、精神障害者を精神保健指定医2名が診察し、2名とも入院が必要と判断したため、都道府県知事の命令によって、入院したためとしている。

しかしながら、本件処分は、処分庁は請求人について入院を継続しなくとも自傷他害のおそれがないと認めるに至ったときは、直ちにその者を退院させなければならないとされていることから、精神保健福祉法29条の4第1項の規定に違反しており、違法である。

本件処分により、請求人は、強制入院ですので、患者の意思で退院することはできない。指定精神病院では請求人の外出の自由が大幅に制限され侵害されている。

- (3) 以上の点から、本件処分（のうち措置入院に関する部分）の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

- (4) 弁明書中、「部分開示した理由等」の調査書について

ア ①調査機関名の一部を開示する理由は、個人情報を取り扱いを明確にするための適切な管理のためである。

イ ②調査員職氏名の開示する理由は、外部の専門家、民間の団体関係者を含むためである。

ウ ④申請・通報等に至った経過、問題行動等について、当該情報は権利利益に直接かかわるため開示を請求する。〇〇の終結や福祉サービス利用に重要な情報であるため開示を求める。

エ ⑧最近の本人の状況については、特に健康及び病歴を含む情報が個人のプライバシーの重大な保護に、第三者が関わっているため開示を求める。

オ ⑨過去の入院歴等参考事項について、私はそのような特定履歴はない。法第78条第1項第7号に違反するため、開示する理由が不適切であり、誤解を招く情報開示は、事実と異なる。よって県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

カ ⑤精神障害者に対する保健所長の意見について、法第78条第1項第7号に対しての反論。法的根拠の提示は、情報公開法と行政手続法によって情報を公開しないことで市民への悪影響が懸念される。全開示することによって、社会に利益をもたらす理由として、行政の透明性が向上し、市民が公正な判断ができるためである。不開示の影響として情報不足により行政の信頼が低下するためである。

- (5) 弁明書中、「部分開示した理由等」の診断書について
ア ⑥精神保健指定医氏名、⑦行政処分における記載欄(診察に立ち会った者、職員氏名の一部)については、法第78条第1項第2号において不開示の提示をされている理由が、抽象的で漠然としているので、再度検討してほしい。
- (6) 弁明書中、「原処分を妥当とした理由」の(1)対象公文書の性質について
ア 調査書について、精神保健指定医の診察の要否を判断するために至った実施機関が行った事前調査の情報と診察の要否を判断するに至った実施機関長の意見を記録したものが、県立保健所長に委託された事務であることから、自身の個人情報が利用されているように思った。
- イ 診断書について、措置入院を行うための判断をするために精神保健指定医2名が長崎県の依頼で診断書を書くために診察を行うことにより個人情報が第三者に提供となりプライバシーが侵害されたと感じた。
- (7) 弁明書中、「原処分を妥当とした理由」の(2)不開示情報の該当性について
ア 調査書の②調査員職氏名、③調査対象者、⑥家族歴について、対象者の同意なしに家族歴を収集するため、法に該当するのではないか。
- イ 調査書の①調査機関名の一部、②調査員職氏名、③調査対象者、④申請・通報等に至った経過、問題行動、⑥家族歴、⑦生育歴等、⑧最近の本人の状況、⑨過去の入院歴等参考事項について、個人を特定できないように情報を選び公開を求める。
- ウ 調査書の⑤精神障害者に対する保健所長の意見について、情報の開示が不当に制限されると、適正な審査が行えなくなり、また不当な措置入院につながるため保健所長の対応が不正確になり不当な対応になる。
- エ 診断書の⑥精神保健指定医氏名、⑦行政庁における記載欄について、名前は個人情報なので慎重に取り扱うべき。
- オ 診断書の①病名、②生活歴及び現病歴、③初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、④重大な問題行動、現状の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、⑤診察時の特記事項について、指定医の診断と本人の特定認識が違うということ。特定行為は意図的ではないことの重要性を提起する。医師が患者のために求めに応じて行う診断が特定市また、特定県でなされなかつたためこのような〇〇となつたことの記載の必要性を上げる。(略)
- カ 診断書の⑥精神保健指定医氏名について、本人が認識していない入院の必要性が記載されている、診断書の内容が事実と異なっている、以上のことから診断書の内容は事実と異なる疑いがあるため記載内容の再評価を求める。
- キ 診断書の⑦行政庁における記載、⑧行政メモについて、開示した職務の妨害となるような行為が行われると予測されるとあるが根拠になる具体的な事例が示されていない。納得いかないので、説明を求める。

- (8) 弁明書中、「審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見」について
- ア 調査書と診断書について法的制約や個人情報を適切に扱いつつ重要情報を
ある調査書と診断書は事務に支障がなければ、もっと情報を伝えたいとい
う思いを理解しつつ、調査書と診断書は慎重に開示をしてほしい。
- イ 実施機関が記載した事柄が、措置入院をする理由にはなっていないことを
あげられているのか。措置入院をしなくていい証拠をあげる。措置入院まで
の行動記録になる。決定した措置入院の取り消しを求める。また、「原処分を
妥当とした理由」の(1)対象公文書の性質は、単に個人情報が第三者に望まない
形で関係者に不適切に知られていることも行政不服審査法第30条第1項
の規定により反論する。
- (9) 法第78条第1項第2号を精神保健福祉法第27条及び第29条の2に基づき、
そのバランスによって開示ができるとみられる。個人を識別できるものである
のが、法第78条第1項第2号、精神保健福祉法第27条は措置入院の医療と保
護の管理について定めていること、精神保健福祉法第29条の2は措置入院の
基準や手続きで一定の条件を満たすと強制入院ができることから具体的にど
のような条件で強制入院ができるのかを知る権利がある。精神保健福祉法と法
について、不開示とされた情報について開示を求める。強制入院ができる具体
的な理由としては、例えば重度の精神疾患があるなどの具体的な記載をいた
きたい。また（略）措置入院のあり方の具体性が問われているように感じる。
よって、指定医の診断書の内容は大切なものとなる。また特定状態となつたと
いう確認のため開示を強く要請する。
- (10) ○○の前、特定機関に電話している。何度もご相談した結果が○○を引き起
こしたと言える。よって、再発防止のため、重要書類の調査書と診断書の情報
開示を求める。開示の公開は、個人の尊厳を守るための大変な情報開示請求と
なる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

I 原処分を妥当とした理由

(1) 対象公文書の性質

ア 調査書

本件公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保
健福祉法」という。）第27条に基づき、精神保健指定医の診察の要否を判断
するために実施機関が行った事前調査の情報と、診察の要否を判断するに至
った実施機関長の意見を記録したものである。

なお、長崎県知事の権限に属する事務のうち、当該事務は県立保健所長に
委任された事務である。

イ 診断書

本件公文書は、精神保健福祉法第 29 条による長崎県知事による入院措置が必要な者であるかを判断するために行った同法第 27 条に基づく精神保健指定医 2 名の診察結果により作成された診断書である。

(2) 不開示情報の該当性について

ア 調査書

(ア) ②調査員職氏名、③調査対象者（家族等氏名、続柄、職業、家族等住所、生年月日・年齢）、⑥家族歴

本記載事項は全て、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するため、不開示とした。

(イ) ①調査機関名の一部、②調査員職氏名、③調査対象者（家族等氏名、続柄、職業、家族等住所、生年月日・年齢）、④申請・通報等に至った経過、問題行動等（別添「精神障害者等の保護に関する通知書」）、⑥家族歴、⑦生育歴等、⑧最近の本人の状況、⑨過去の入院歴等参考事項

①調査機関名の一部は、調査員の所属機関名である。

③調査対象者（家族等氏名、続柄、職業、家族等住所、生年月日・年齢）、④申請・通報等に至った経過、問題行動等（別添「精神障害者等の保護に関する通知書」）、⑥家族歴、⑦生育歴等、⑧最近の本人の状況、⑨過去の入院歴等参考事項は、実施機関が開示請求者及び関係者から聴取した開示請求者に関する情報である。

なお、開示請求者から聴取した情報であっても、関係者から聴取した情報と混在して記載しており、区別はできない。

これらを開示した場合、その内容から開示請求者が関係者を特定することが考えられ、開示請求者と関係者間でトラブルになることにより、関係者個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

また、その結果、関係者から必要な協力や情報を得られなくなることが考えられ、措置入院に係る事務に支障をきたし、措置入院制度を適切に遂行できなくなる可能性がある。

以上のことから、法第 78 条第 1 項 7 号に該当するものとして、不開示とした。

(ウ) ⑤精神障害者に対する保健所長の意見

本記載事項は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の要否を判断する実施機関（保健所長）の意見であり、極めて重要な事項であることから、正確かつ詳細な記載が求められる。

これを開示した場合、正確に記載することを躊躇し、記載が抽象化、形骸化することによって、客観的に行うべき指定医による診察の要否判断に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法第 78 条第 1 項 7 号に該当するものとして、不開示

とした。

なお、長崎県知事の権限に属する事務のうち、当該事務は県立保健所長に委任された事務である。

イ 診断書

- (ア) ⑥精神保健指定医氏名、⑦行政庁における記載欄（診察に立会った者、職員氏名）

本記載事項のうち、それぞれの氏名は全て、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、法第78条第1項第2号に該当するため、不開示とした。

- (イ) ①病名、②生活歴及び現病歴、③初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、④重大な問題行動、現状の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、⑤診察時の特記事項

本記載事項は、精神保健福祉法第27条及び第29条の2に基づき、指定医が、専門的見地から行った診察による診断結果及び診断するために必要な情報を記載した診断書である。

措置入院に関する診断は、医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、知事の求めに応じて行う診察であり、診断内容を本人等に知らせる義務はない。

また、措置入院は、指定医2名が医療及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めた時に、被診察者の意に反して強制的に精神科病院に入院させることができる行政処分であるため、極めて重要な事項であり、正確かつ詳細な記載が求められる。

これを開示した場合、正確に記載することを躊躇し、記載が抽象化、形骸化することによって、指定医による措置入院に係る評価等の適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法第78条第1項7号に該当するものとして、不開示とした。

- (ウ) ⑥精神保健指定医氏名

本記載事項は、指定医の氏名であり、その職務の特殊性から、氏名を開示した場合、措置入院に関する本人の認識との相違により、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、指定医に対する職務の妨害等となるような行為が行われることも予測される。

また、その結果、当該診断書を正確に記載のすること（原文ママ）を躊躇し、記載が抽象化、形骸化することによって、入院措置の要否の判断に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法第78条第1項7号に該当するものとして、不開示とした。

(I) ⑦行政庁における記載（診察に立会った者、職員氏名）、⑧行政メモ（移送の一部）

本記載事項は、実施機関職員の氏名、診察に立会った者に関する情報である。

これらを開示した場合、これらの者に対して職務の妨害となるような行為が行われることも予測され、措置入院に係る事務に支障をきたし、措置入院制度を適切に遂行できなくなる可能性がある。

以上のことから、法第78条第1項7号に該当するものとして、不開示とした。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、「自己情報一部開示決定に対する不服。」、「情報全ての開示を求める。」と主張している。

しかしながら、前記1で述べたとおりの理由から、不開示にしている情報は開示請求者以外の特定の個人を識別できるものである。

また、これらを開示した場合、精神保健福祉法第27条及び同法第29条の2に基づく措置入院制度に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることから、適正に判断したものである。

なお、審査請求の補正書において、審査理由を「(1)警察から通報があり保護されました。(処分庁)から1に記載する処分[(処分庁)の本件審査請求日付けの審査請求人に対する措置入院に関する処分です。]を受けた。」、「(2)(処分庁)は、その理由を、自傷他害のおそれがあり、精神障害者を精神保健指定医2名が診察し、2名とも入院が必要と判断したため、都道府県知事の命令によって、入院したためとしています。」、「(3)しかしながら、本件処分は、(処分庁)は審査請求人について入院を継続しなくとも自傷他害のおそれがないと認めるに至ったときは、直ちにその者を退院させなければならぬとされていることから、精神保健福祉法29条の4第1項の規定に違反しており、違法であります。」、「本件処分により、審査請求人は強制入院ですので、患者の意思で退院することはできませんし、指定精神病院では審査請求人の外出の自由が大幅に制限され侵害されています。」、「(5)以上の点から、本件処分(のうち措置入院に関する部分)の取消しを求めるため、審査請求を提起しました。」と主張しているが、いずれも原処分に関わるものではない。

3 結論

前記1、2で述べたとおり、原処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件部分開示決定の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

I 措置入院の手続について

実施機関によると、措置入院の手続は次のとおりのことである。

- ア 精神保健福祉法第23条の規定において、警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て、都道府県知事に通報しなければならないことが定められている。
- イ 精神保健福祉法第27条の規定において、都道府県知事は、前記アの通報があった者について調査し、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければならないことが定められている。
- ウ 精神保健福祉法第29条の規定において、都道府県知事は、前記イの診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができ、また、この場合において、都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことが定められている。

措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず公権力によって強制的に入院させる制度であることから、一般に、本人が当該措置に納得しない場合が想定され、措置入院の審査に際して極めて厳格かつ適正な手続を経る制度となっていることを考慮する必要がある。

2 本件対象保有個人情報における不開示部分について

本件対象保有個人情報は、前記Iの諸手続において作成されたものであり、実施機関が不開示とした部分及び当該部分に記載されている内容は以下のとおりである。

(I) 調査書

調査書には、精神保健福祉法第27条に基づき、措置入院に係る調査を実施した調査機関に関する内容、調査対象者に関する内容並びに調査機関が調査対象者及び関係者からの聴取等により調査した内容が記載されている。

ア ①調査機関名の一部

措置入院に係る調査を行った調査機関名の一部

イ ②調査員職氏名

措置入院に係る調査を行った調査員の所属名及び氏名

ウ ③調査対象者（家族等氏名、続柄、職業、家族等住所、生年月日・年齢）
及び⑥家族歴

調査対象者である請求人の家族等氏名、続柄、職業、家族等住所、生年月日・年齢及び関係者から聴取した情報

エ ④申請・通報等に至った経過、問題行動等 別添「精神障害者等の保護に関する通報書」

申請・通報等に至った経過、問題行動等の記載に代えて、精神保健福祉法第23条の規定に基づき、警察官から最寄りの保健所長を経て長崎県知事に通報された際の書面である「精神障害者等の保護に関する通報書」が添付されており、その記載内容は次のとおりである。

1項目 被保護者である請求人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、保護の期間、保護の場所、請求人の状況 等

2項目以降 請求人の状況の詳細

オ ⑤精神障害者に対する保健所長の意見

指定医による請求人の診察の要否を判断するための保健所長の意見として、当時の状況や指定医による診察の要否の判断結果等

カ ⑦生育歴等、⑧最近の本人の状況及び⑨過去の入院歴等参考事項
請求人及び関係者から聴取した各項目についての情報

(2) 診断書

診断書には、精神保健福祉法第27条及び第29条に基づき、指定医が専門的見地から診断するために必要な請求人に関する情報、診察による請求人の診断結果及び措置入院に関する行政庁メモ等が記載されている。

ア ①病名

措置入院手続きにおける指定医の診断による請求人の病名

イ ②生活歴及び現病歴及び③初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数

指定医による本人への聴取や調査書に基づく各項目についての情報

ウ ④重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像及び⑤診察時の特記事項

請求人の措置入院の要否を判断した指定医の評価

エ ⑥精神保健指定医氏名

請求人の措置入院の要否を判断した指定医の氏名

オ ⑦行政庁における記載欄 診察に立会った者

請求人の診察に立会った者の氏名、続柄又は職業

カ ⑦行政庁における記載欄 職員氏名

- 措置入院に係る調査を行った調査員の所属名及び氏名
キ ⑧行政メモ 移送の一部
請求人の移送に使用した県公用車に同乗した者に関する情報

3 本件部分開示決定の妥当性について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分の上、本件部分開示決定の妥当性について検討する。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする旨定めたうえ、同号ただし書きにおいて、次のイないしハのいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号について

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

イ～ト略

(3) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

実施機関が本号該当として不開示とした部分は、前記 2 の(1)イ、ウ及び(2)エ、オの氏名、カの氏名である。

前記 2 の(1)ウ及び(2)エ、オの氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報

であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないものと認められることから、本号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、実施機関が本号に該当するとして不開示とした部分に含まれていなかった前記2の(1)カについては、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、本号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ただし、前記2の(1)イ及び(2)カの氏名について、当該職員の氏名は現に一般に販売されている職員録に掲載されており、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められることから、同号ただし書きイに該当するため、本号を理由とした不開示の判断は妥当でない。

(4) 法第78条第1項第7号該当性について

実施機関が本号該当として不開示とした部分は、前記2の(1)及び(2)である。

ただし、前記2の(1)ウ、カ及び(2)エ、オの氏名は、上記で判断したとおり同項第2号の該当性が認められるため、同項第7号の該当性について判断するまでもない。

ア 改めて実施機関に確認したところ、実施機関が今後の入院措置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした部分は、前記2の(2)イ、オ、キである。

実施機関によると、前記2の(2)イを開示することで、その内容から聴取を行った相手方が推測されるおそれがあるとのことであった。また、前記2の(2)オについて、立会いの有無や立会者を明らかにすることで、立会者に不当な追及が行われるおそれがあるとのことであった。そうすると、前記2の(2)イ及びオを開示することで、措置入院に関する調査に係る協力が得られなくなり、今後の入院措置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

前記2の(2)キについて、実施機関によると、措置入院のための移送車両への当該公務員の同乗は協力という形で依頼しており、開示することにより今後の協力が得られなくなるおそれがあるとのことであった。しかしながら、関係法令及び措置入院制度関係厚生労働省通知の内容を鑑みると、当該公務員の関与は制度上想定されていると考えられ、また、当該公務員の所属が、当該入院措置の手続に係りしていることは経過を踏まえると明らかであることから、開示することで実施機関が主張する事態が発生するおそれがあるとは認められない。その他、措置入院制度の運営に支障を生じると合理的に考えられる事情は見受けられない。したがって、本号に該当せず、実施機関が不開示としたことは妥当でない。

イ 改めて実施機関に確認したところ、入院措置業務に関する評価等の適正な

執行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした部分は、前記2の(2)ウである。

当該部分は措置入院の要否を判断する部分であり、開示することで今後の入院措置業務に関する評価等の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、本号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ウ 改めて実施機関に確認したところ、今後の精神保健業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした部分は、前記2の(2)アである。

診断名は、措置入院後の診察によって確定されていくものであり、措置入院時の診断名を開示することが請求人への退院後の支援及び治療に影響を及ぼすことも考えられ、今後の精神保健業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、本号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

エ 改めて実施機関に確認したところ、入院措置業務を含む調査機関における事務事業（以下「入院措置等業務」という。）の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるとして不開示とした部分は、前記2の(1)ア、イ、エ、オ及び(2)カである。

実施機関によると、過去、入院措置を受けた者から、業務に支障が生じる程度の特定行為もあったとのことであり、調査を行う上で調査機関名、所属名及び氏名は伝えていないとのことであった。そうすると、前記2の(1)ア、イ及び(2)カを開示することで入院措置に不満を持った者が調査機関や調査員に対して不当な追及を行うことで対応に時間を割き、業務に支障を生じるおそれがあるとする実施機関の主張は首肯できることから、本号に該当するとして実施機関が不開示としたことは妥当である。

前記2の(1)エ及びオについて、実施機関によると、開示することで記載された内容に対する不満や誤解を生ぜしめ、かえって本人の病状に悪影響を及ぼし、関与した者に不当な追及を行うことが想定されることから入院措置等業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるとのことであった。

当審査会において前記2の(1)エに関する当該通報書を見分したところ、開示することで入院措置等業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあると認められる記載が一部確認できるものの、当該通報書の1項目は都道府県知事への通報にあたっての事務的な書面であり、請求人本人に関する情報など明らかに請求人本人も知り得る情報が見受けられることから、当該通報書全てを不開示としたことは妥当でなく、改めて開示、不開示の判断を行うべきである。

また、前記2の(1)オについて、当該部分は指定医の診察の要否を判断するための極めて重要な事項であることから、正確かつ詳細な記載が求められるものと思料する。当審査会において記載内容を確認したところ、その一部に

は、当該診察の要否の判断に影響しない客観的事実のみの記載や精神保健福祉法第27条による診察が必要と判断した旨の記載もあり、これらの内容は請求人も承知していることから、全てを不開示としたことは妥当でなく、改めて記載内容等を精査し、開示、不開示の判断を行うべきである。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記第1のとおり判断する。

第6 付言

保有個人情報を不開示とした理由は、個別の事情に応じて不開示とした部分毎にそれぞれの理由があると思われることから、実施機関におかれては、不開示理由の記載にあたって、不開示情報を開示しない程度にその理由を個別具体的に記載することが望ましいと考える。

別表 1

保有個人情報の名称	開示すべき部分
措置入院に関する診断書 2 通	⑧行政庁メモ 移送の一部

別表 2

保有個人情報の名称	開示、不開示をやりなおすべき部分
精神障害者調査書	④申請・通報等に至った経過、問題行動等 別添「精神障害者等の保護に関する通報書」
精神障害者調査書	⑤精神障害者に対する保健所長の意見

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和7年6月18日	実施機関から諮問書を受理
令和7年6月27日	審査会（審査）
令和7年9月24日	審査会（審査）
令和7年10月30日	審査会（審査）
令和7年11月28日	審査会（審査）
令和7年12月12日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
大串 祐子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部 副学部長 教授	会長職務代理者
島 成佳	長崎県立大学情報システム学部 教授	
平山 愛	弁護士	令和7年10月31日就任